

様式第3号（第9条関係）

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和7年5月26日

名張市長 北川裕之

1 業務概要

- （1）業務の目的：名張市では、古くから市の中心市街地として栄えてきた既成市街地（まちなか）の再生に向け、隣接する名張川の改修事業により創出される親水空間を活用した地域振興事業（かわまちづくり）と、まちなかの歴史・文化等の地域資源との相乗効果による賑わい創出を目指しています。

本業務では今後の事業化・整備を予定しているかわまちの地域振興拠点（仮称）に関する整備基本計画の策定を行うとともに、事業が低迷している旧細川邸やなせ宿（以下「やなせ宿」という。）での新たな事業運営方式の調査・検討を行い、かわまちと一体となった最適な事業手法（スキーム）の検討や運営事業者選定の支援等を実施することを目的とします。

なお、本業務は、国土交通省所管補助事業「令和7年度先導的官民連携支援事業」の採択を受け実施するものです。

- （2）業務名：かわまちづくりと一体となったまちなか再生のための官民連携手法調査委託
- （3）業種：計画策定・コンサルティング
- （4）業務場所：名張市新町ほか地内
- （5）業務内容：ア 計画準備
イ 利用者ニーズ調査
ウ 現地踏査（やなせ宿、かわまち、まちなか）
エ 関連計画の整理
オ 地域振興拠点施設規模、配置計画の作成
カ 概算事業費の算出
キ やなせ宿の今後のあり方（素案）、事業運営基本方針（素案）の検討
ク 地域振興方策の検討

- ケ 事業手法案の検討
- コ 民間活力導入可能性検討
- サ やなせ宿運営事業者の募集に係る各種業務支援
- シ (仮称) 地域振興拠点基本計画(案)の作成
- ス 打合せ
- セ 報告書作成

(6) 履行期間：契約日から令和8年3月6日

(7) 提案上限価格：10,950,000円(税抜き)

＊本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議案が市議会で議決されない場合は、この業務委託は実施しません。なお、本プロポーザルのために行った準備行為等に係る費用が生じた場合であっても、本市においては、その損害について一切負担しません。

2 参加資格要件等

- (1) 名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 名張市建設工事等資格停止措置要領(平成7年告示第48号)に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条に規定する暴力団員以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 令和2年4月1日以降に完了した地方公共団体等が発注した本業務と同種(かわまちづくりと一体となったまちなか再生のための官民連携事業計画策定業務)又は類似の業務を受託した実績を有すること。
- (7) 管理技術者、照査技術者は、技術士(建設部門「都市及び地方計画」)の資格を持つ者を配置することができる者であること。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

3 スケジュール

No.	項目	日程
1	募集要領等の公表、参加申込書等の受付開始	令和7年5月26日(月)

2	募集要項・仕様書等に対する質疑期限	令和7年5月30日（金）
3	質疑に対する回答期限	令和7年6月4日（水）
4	参加申込書の提出期限	令和7年6月6日（金）
5	参加資格確認結果の通知	令和7年6月9日（月）
6	提案書の提出期限	令和7年6月23日（月）
7	プレゼンテーション審査	令和7年6月26日（木）
8	結果の公表	令和7年6月27日（金）
9	契約締結予定日	令和7年7月上旬

4 手続き等

（1）所管室・連絡先

名張市都市整備部 都市計画室

〒518-0492 三重県名張市都市計画室

TEL：0595-63-7764

e-mail：toshi@city.nabari.lg.jp

（2）募集要領等の公表、参加申込書等の受付開始

ア 公表方法・・・名張市ホームページに掲載、4（1）の所管室にて紙媒体での閲覧

イ 公表内容・・・募集要項、仕様書、その他参考資料

ウ 公表期間・・・令和7年5月26日（月）～6月6日（金）

（3）募集要項・仕様書等に対する質疑・回答

ア 質疑方法・期間・・・メール・令和7年5月26日（月）～5月30日（金）

イ 提出場所・・・都市計画室アドレス (toshi@city.nabari.lg.jp)

※件名は【「かわまちづくりと一体となったまちなか再生のための官民連携手法調査委託」プロポーザルに関する質問（企業名）】とすること。

※到達確認すること。

※メール以外での質問には回答しません。

ウ 回答方法・・・名張市ホームページにて6月4日（水）までに公表

（4）参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限・・・令和7年6月6日（金）午後5時まで

イ 提出場所・・・名張市役所 都市整備部都市計画室

ウ 提出方法・・・持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については、本市はその責めを負いません。

- エ 提出書類・・・参加資格要件を満たし本業務への参加を希望する者は、募集要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	紙部数
1	参加申込書兼誓約書	様式第4号	1
2	会社概要(パンフレット可)	任意様式	1
3	業務実績書	別紙1	1
4	配置予定技術者が資格を有していることが証明できる書類の写し	任意様式	1

(5) 参加資格確認結果の通知

- ア 結果通知・・・令和7年6月9日(月)
- イ 通知方法・・・参加申込書に記載のアドレスへ電子メールによる参加資格確認結果通知及び名張市ホームページにて公開するとともに、提案書等の提出依頼を行う。

(6) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限・・・令和7年6月23日(月)午後5時まで
- イ 提出場所・・・名張市役所 都市整備部都市計画室
- ウ 提出方法・・・持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については、本市はその責めを負いません。
- エ 提出書類・・・参加資格確認結果通知により通過した者は、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	部数
1	企画提案書提出届	別紙2	正本1
2	企画提案書	任意様式	正本1 副本1 1
3	見積書	別紙3	正本1 副本1 1

※企画提案書は、以下の点に留意し作成してください。

- ・パワーポイントや Google スライド等にて作成し、スライドは15枚程度までとしてください。
- ・以下2点を企画提案書に含めること。
 - ①やなせ宿、かわまちと一体となったまちなか再生のための留意点
 - ②やなせ宿と地域振興拠点に関する民間活力導入面での留意点

(7) プレゼンテーション審査

ア 日 時・・・令和7年6月26日(木) 午後(時間は追って連絡します。)

イ 場 所・・・名張市役所 2階 庁議室

ウ 方 法

(ア) 内 容・・・1 提案者あたり30分(プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度)

(イ) 説 明 者・・・本業務に関わる管理責任者を含め、3名までとします。

(ウ) 準 備 物・・・パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。70
インチモニター、HDMI ケーブルは市が準備します。

(エ) 説明内容・・・以下の内容については提案書等を用いて、必ず説明を行
ってください。

- ① 調査方針
- ② 事業全体の実施体制・工程
- ③ 提案者の強みやノウハウ
- ④ その他独自にPR・提案したいこと

(8) 参加経費等

参加に伴う経費等は参加者の負担とします。

(9) 契約締結予定日 令和7年7月上旬

(10) 契約保証金

提案書の採用者は、名張市契約規則(平成11年規則第20号)第35条に基づ
き、契約締結時に契約保証金を納付していただく場合があります。

5 審査の方法

提出された書類及びプレゼンテーション内容について、別表「評価基準」のとおり評
価・採点を行い、合計点が最も高い提案者を、受託候補者とする。(合計点が最も高い
提案者が2者以上の場合は、見積額が最も低い提案者を受託候補者とする。)

100点中60点を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は受託候補者とし
ない。

6 結果の公表

(1) 公表時期・・・令和7年6月27日(金)

(2) 公表内容・・・審査結果については、プロポーザル方式審査結果調書に記載して、
市ホームページにより公表するとともに、応募者全員に対し、参
加申込書に記載のアドレスへ電子メールにて結果を通知します。

7 情報公開

名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）に基づき公開します。

8 その他必要と認める事項

（1）委託内容の調整及び契約の締結

契約候補者の特定後、本市との業務内容等の調整を行い、仕様書を作成し、見積合わせを実施の上、契約することとします。

なお、見積金額は、プロポーザルで提出された参考見積書の金額を超えることはできません。

また、何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、得点が次点の者を契約候補者とします。

（2）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

カ 見積書の金額が「1（7）提案上限価格」にある額を超過した場合

(別表) 評価基準

評価基準及び観点		評価点
企業・技術者等の実績・能力	・企業の経営状況・財務状況 ・配置予定技術者の知識、同種・類似業務の経験及び能力など	25
業務の実施計画	・業務の特性、目的及び内容の理解度	10
	・業務実施手順の妥当性・業務量の把握状況及び工程表・人員配置の妥当性など	10
企画提案内容	・本市の実情に関する精通度	15
	・課題の的確な整理	10
	・提案内容の具体性、実現可能性、先進性、独創性 など	10
その他	・企画提案書とプレゼンテーションの整合性とわかりやすさ	10
	・業務に対する意欲・姿勢、質疑応答の適切・迅速・柔軟性・見積額の妥当性	10
合計		100

配点基準	基準点	配点		
		10点	15点	25点
大いに評価できる	5	10点	15点	25点
評価できる	4	8点	12点	20点
普通（平均点）	3	6点	9点	15点
あまり評価できない	2	4点	6点	10点
評価できない	1	2点	3点	5点